

川島町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に関する手続については、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(開発許可申請書の添付書類)

第2条 法第30条の申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省令第16条第2項の設計説明書 設計説明書（様式第1号）

(2) 省令第17条第1項第4号の資格を有する者であることを証する書類 設計者の資格に関する書類（様式第2号）

2 法第30条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあつては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 当該開発区域内の土地の公図の写し

(2) 法第33条第1項第14号の同意をした者の印鑑証明書

(3) 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあつては、法人税）の前年度の納税証明書

(4) 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書

(5) その他町長が必要と認める書類

(開発許可を受けた者の遵守事項)

第3条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書（様式第3号）により、その旨を町長に届け出ること。

- (2) 工事の現場には、都市計画法に基づく開発行為の許可標識(様式第4号)により、見やすい箇所に許可があった旨の表示をしておくこと。
- (3) 工事の現場には、設計図書を備えておくこと。
- (4) 町長が指定する工程に達したときは、速やかに、その旨を町長に届け出ること。
- (5) 工程の主要な部分は、写真で記録しておくこと。

2 前項第4号の規定による届出があった場合において、町長が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めたときは、当該届出をした者は、速やかに、当該中間検査を受けるものとする。

3 前項の中間検査を受けようとする者は、あらかじめ中間検査依頼書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図(縮尺50,000分の1以上のもの)
- (2) 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上のもの)
- (3) その他町長が必要と認める書類
(既存の権利の届出)

第4条 法第34条第13号の規定による届出は、既存権利届出書(様式第6号)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、届出をしようとする者が土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書面(当該届出に係る土地が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地である場合は、当該届出に係る土地について同法第5条第1項の規定による許可があったことを証する書面を含む。)を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の届出をした者が法第34条第13号に規定する者に該当すると認められたときは、当該届出をした者に対し、既存権利届出受理通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(変更の許可の申請)

第5条 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発許可事項変更許可申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、第2条第2項各号に掲げる書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発許可事項変更届出書(様式第9号)を提出して行わなければならない。

(変更の許可を受けた者等の遵守事項)

第7条 第3条第1項第2号から第5号までの規定は、法第35条の2第1項の変更の許可を受けた者及び同条第3項の軽微な変更の届出をした者の遵守事項について準用する。

(工事完了の届出書の添付図面等)

第8条 省令第29条の工事完了の届出書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- (1) 公図の写し
- (2) 公共施設を表示した平面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (3) 第3条第1項第5号の規定により作成した写真
- (4) 確定測量図(縮尺500分の1以上のもの)
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(公告前の建築等承認申請)

第9条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、公告前建築等承認申請書(様式第10号)に次に掲げる図面等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図(縮尺15,000分の1以上のもの)
- (2) 開発許可に係る土地利用計画図
- (3) 建築物又は特定工作物の配置図(縮尺100分の1以上のもの)
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(建築物の特例許可の申請)

第10条 法第41条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(様式第11号)に次に掲げる図面等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる図面等
- (2) 建築物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (3) 建築物の立面図(縮尺100分の1以上のもの)
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第11条 法第42条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式第12号)に第9条各号に掲げる図面等を添えて、町長に提出しなければならない。

(建築行為等許可申請)

第12条 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

(1) 建築物又は第一種特定工作物の配置図(縮尺100分の1以上のもの)

(2) その他町長が必要と認めるもの

(通知書の様式)

第13条 次の各号に掲げる場合の通知書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第29条第1項又は第2項の許可をする場合

開発行為許可通知書(様式第13号)

(2) 法第29条第1項又は第2項の許可をしない場合

開発行為不許可通知書(様式第14号)

(3) 法第35条の2第1項の許可をする場合

開発許可事項変更許可通知書(様式第15号)

(4) 法第35条の2第1項の許可をしない場合

開発許可事項変更不許可通知書(様式第16号)

(5) 法第41条第2項ただし書の規定による許可をする場合

建築物特例許可通知書(様式第17号)

(6) 法第41条第2項ただし書の規定による許可をしない場合

建築物特例不許可通知書(様式第18号)

(7) 法第42条第1項ただし書の規定による許可をする場合

予定建築物等以外の建築等許可通知書(様式第19号)

(8) 法第42条第1項ただし書の規定による許可をしない場合

予定建築物等以外の建築等不許可通知書(様式第20号)

(9) 法第43条第1項の許可をする場合

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書（様式第21号）

(10) 法第43条第1項の許可をしない場合

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書（様式第22号）

（地位の承継承認申請）

第14条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書（様式第23号）に次に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあっては、第2号に掲げる書類を除く。）を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類

(2) 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあっては、法人税）の前年度の納税証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

（開発登録簿の様式）

第15条 法第46条の開発登録簿の様式は、様式第24号のとおりとする。

（開発登録簿の写しの交付申請）

第16条 法第47条第5項の規定による請求をしようとする者は、開発登録簿写し交付申請書（様式第25号）を町長に提出しなければならない。

（開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請）

第17条 省令第60条の規定により法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明交付申請書（様式第26号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（申請の取下げ）

第18条 法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項た

だし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定による許可の申請、法第37条第1号若しくは第45条の規定による承認の申請又は前条の規定による証明交付申請を取り下げようとする者は、申請取下書（様式第27号）を町長に提出しなければならない。

（工事取りやめの届出）

第19条 法第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による許可を受けた者が、これらの処分に係る工事を取りやめたとき（工事に着手する意思を有しなくなったときを含む。）は、遅滞なく、工事取りやめ届出書（様式第28号）にこれらの処分に係る許可通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第20条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第29号のとおりとする。

（許可申請書等の提出部数）

第21条 次に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ2部とする。

- (1) 法第30条の申請書
- (2) 第3条第3項の中間検査依頼書
- (3) 第4条第1項の既存権利届出書
- (4) 第5条第1項の開発許可事項変更許可申請書
- (5) 第6条の開発許可事項変更届出書
- (6) 省令第29条の工事完了届出書
- (7) 第9条の公告前建築等承認申請書
- (8) 第10条の建築物特例許可申請書
- (9) 第11条の予定建築物等以外の建築等許可申請書
- (10) 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
- (11) 第14条の開発許可地位承継承認申請書
- (12) 第17条第1項の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書
- (13) 第18条の申請取下書
- (14) 第19条の工事取りやめ届出書

(15) 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

土地の利用計画	用途別計画	区分	建築物等敷地		公共施設の用地		遊水池の用地		ガス施設、終末処理施設の用地		未利用地		計	
		面積	m ²		m ²		m ²		m ²		m ²			
		比率	%		%		%		%		%		100%	
	区画等の設定計画	予定建築物の敷地規模	100 m ² 未満		100 m ² 以上 150 m ² 未満		150 m ² 以上 200 m ² 未満		200 m ² 以上 250 m ² 未満		250 m ² 以上 300 m ² 未満		300 m ² 以上	
	区画数	区画		区画		区画		区画		区画		区画		区画
	戸数等	棟 戸		棟 戸		棟 戸		棟 戸		棟 戸		棟 戸		棟 戸
工区計画別面積														
公共施設の整備計画	公共施設の用地	種類	番号	幅員	延長	面積	管理者	帰属権利者	種類	番号	面積	管理者	帰属権利者	
		道路			m	m	m ²			公園		m ²		
					m	m	m ²					m ²		
					m	m	m ²					m ²		
					m	m	m ²					m ²		
					m	m	m ²					m ²		
					m	m	m ²			公園以外の広場・緑地		m ²		
					m	m	m ²					m ²		
					m	m	m ²					m ²		
			計			m	m ²	開発区域との面積割合 %			計	m ²	開発区域との面積割合 %	
		接続道路				m	m ²			貯水施設等	貯水槽		消火栓	
						m	m ²					m ³	m ³	
						m	m ²					m ³	m ³	
			計			m	m ²					m ³	m ³	
		水路、河川				m	m ²						m ³	m ³
				m	m ²						m ³	m ³		
				m	m ²					m ³	m ³			
	計				m	m ²	開発区域との面積割合 %			計	基 m ³			
上	水道	公営水道		専用水道	簡易水道									
排水	処理	汲取り	吸込み	各戸浄化	生放流	放流先		放流先の河川水路等の名称						

	種別					公共下水道	道路側溝	河川水路等	
	汚水(し尿)								
	雑排水								
	雨水								
その他必要な事項									

注)記入に際しては、裏面をよく読んでください。

(裏面)

備考

- 1 一体の開発行為を数工区に分けて行う場合には、全体の設計説明書及び工区ごとの設計説明書を提出すること。
- 2 「①予定建築物等の用途」の欄には、土地分譲、建売分譲、賃貸倉庫等具体的に記入すること。
- 3 「設計上特に配慮した事項」の欄には、周辺の公共施設の位置との関連及び開発区域の地形等との関連についてどのような配慮をしたかを記入すること。
- 4 「市町村別面積」の欄には、開発区域に係る市町村名及び開発区域の面積を記入すること。なお、開発区域が2以上の市町村にまたがる場合は、それらの市町村名及び当該市町村に係る開発区域の面積を各々記入すること。
- 5 「区域別面積」の欄には、該当する区域を○で囲み、かつ、その面積を記入すること。
- 6 「用途地域別面積」の欄には、開発区域に係る用途地域名（都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域名。（例）第2種住居専用地域・準工業地域）及び開発区域の面積を記入すること。なお、開発区域が2以上の用途地域にまたがる場合は、それらの用途地域名及び当該用途地域に係る開発区域の面積を各々記入すること。
- 7 「地区別面積」の欄には、開発区域に係る地区名（都市計画法第8条第1項第2号から第14号までに掲げる地域名、地区名又は街区名。（例）特別工業地区・風致地区）及び開発区域の面積を記入すること。なお、開発区域が2以上の地区等にまたがる場合は、6のなお書に準じて記入すること。
- 8 「土地区画整理事業施行状況別面積」の欄には、開発区域が土地区画整理事業地区内にある場合に、当該土地区画整理事業の施行状況に応じて開発区域の面積を記入すること。
- 9 「その他の法令に基づく地域等面積」の欄には、開発区域が都市計画法以外の法令による地域、区域等（農業振興地域、首都圏近郊緑地保全区域、鳥獣保護区等）にある場合に、それらの地域名、区域名等及び当該地域、地区等に係る開発区域の面積を記入すること。
- 10 「年月取得」の欄には、最初に取得した筆の年月を記入すること。
- 11 「工区計画別面積」の欄には、一体の開発行為を数工区に分けて行う場合に、工

区ごとの工区番号（第1工区、第2工区等）及び面積を記入すること。

1 2 「道路」、「接続道路」、「水路、河川」、「公園」及び「公園以外の広場・緑地」の欄の「番号」の欄には、各々造成計面平面図と対比できるように番号を記入すること。

1 3 「排水」の欄には、該当するものすべてに○印を付し、放流の場合には、放流先の河川、水路等の名称を記入すること。

1 4 設計の変更を行う場合には、変更前及び変更後の設計説明書を提出すること。

様式第2号(第2条関係)

設計者の資格に関する書類 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 設計者 住所 氏名 印 (年 月 日生) 勤務先 電話番号 () </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">都市計画法第31条に規定する資格については、下記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
資格に関する 最終学歴	学校名		修業年限	年 月 入学 年 月 (卒業・中退)
	専攻学科	(昼・夜)		
資格、免許等	一級建築士 技術士(技術部門の名称・) 登録第 号			
国土交通大臣 が同等以上と 認めた事項	認定講習 会	名称	修了年月日 年 月 日	修了証書 第 号
	その他			
実務 経歴	勤務先	職務内容	期間	通算期間
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
		・ ~ ・ (.)		
20ha以上の 開発行為の設計 経験	団地又は事業の名称	事業主	面積 ha	設計の年月 年 月

備考 資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認めた事項については、それらを証明することのできる書面(卒業証明書等)を添付すること。

様式第3号（第3条関係）

工事着手届出書	
年 月 日	
川島町長 様	
届出者 住所	
氏名 印	
（法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名）	
<p>さきに許可を受けた開発行為について、工事に着手したので、川島町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第3条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。</p>	
記	
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事施行者	住所
	氏名
	連絡先 電話番号 ()
設計者	氏名
	連絡先 電話番号 ()
現場管理者	氏名
	連絡先 電話番号 ()
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第4号（第3条関係）

都市計画法に基づく開発行為の許可標識		
開発許可年月日・許可番号		年 月 日 第 号
許可を受けた者	住所	
	氏名	
工事施行者	住所	
	氏名	電話番号
開発区域に含まれる地域の名称		
工事施行面積		m ²
予定建築物等		
工事期間		年 月 日～ 年 月 日
設計者	氏名	
	連絡先	電話番号 ()
現場管理者	氏名	
	連絡先	電話番号 ()

60 cm以上

50 cm以上

備考 材料は、木板、金属板又はプラスチック板とすること。

様式第5号（第3条関係）

<p>中間検査依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川島町長 様</p> <p style="text-align: center;">依頼者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>さきに許可を受けた開発行為に係る工事について、指定工程に達したので、川島町 都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第3条第3項の規定により、下記 のとおり中間検査を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
開発許可年月日	年 月 日	指定工程に到達した	
許可番号	第 号	区域の名称	
開発区域に含まれる 地域の名称・面積	名称 面積 m ²	指定工程の内容	
予定建築物の用途		公共施設の有無	有 無
工事着手年月日	年 月 日	公告前建築等承認の 有無	有 無
指定工程到達年月日	年 月 日	中間検査希望年月日	年 月 日
※ 受 付 欄			

備考1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 2部提出すること。

様式第6号（第4条関係）

<p style="margin: 0;">既存権利届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">川島町長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">氏名 印</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">（ 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 ）</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">電話番号</p> <p style="margin: 0;">都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>			
届出者の職業（法人にあつては、その業務の内容）			
土地の所在、地番、地目及び地積		地 目	
		地 積	m ²
		用途地域	
都市計画が決定され、又は変更された際、権利を有していた者が建築し、又は建設しようとする予定建築物等の用途			
権利の種類及び内容	権利	所有権以外の場合は、その内容	
	所有権		
	地上権		
	賃借権		
※受付欄			
※受理年月日	年 月 日	※受理番号	第 号

備考

- 1 用途地域が指定されている場合は、その用途地域を記入すること。
- 2 予定建築物等の用途については、届出者が使用する目的を詳しく記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 権利を有していたことの証拠となる書面（登記事項証明書、契約書の写し等）を添付すること。

様式第7号（第4条関係）

（表面）

既存権利届出受理通知書			
			第 号 年 月 日
様			川島町長 印
年 月 日付けで届出のあった既存権利届出書については、下記のとおり受理します。			
記			
届出者住所・氏名			
届出のあった土地の地名・地番			用途地域
地 目		地積	m ²
予定建築物等の用途			
権利の種類			
許可を受けて工事を完了する期限	年 月 日		
その他必要な事項			

注意事項が裏面にありますので、必ず読んでください。

(裏面)

注意事項

1 この受理通知書だけでは、建築物の建築等を行うことはできません。建築物の建築等を行う場合には、都市計画法に基づく開発許可又は建築許可及び建築基準法に基づく建築確認を受けてください。

なお、開発許可又は建築許可の申請について審査した結果、都市計画法の許可基準に適合していないものについては、不許可となる場合もあります。

2 開発許可又は建築許可の申請をするときに、この通知書が必要ですので、大切に保存してください。

3 この既存権利は、市街化調整区域に編入された日から起算して5年間に限り有効ですので、開発許可を受けた場合は開発行為を、建築許可を受けた場合は建築確認の手続きを取り、建築行為を表面に記載された期限までに完了してください。

4 わからない点がありましたら、まち整備課までお尋ねください。

様式第8号（第5条関係）

開発許可事項変更許可申請書			
			年 月 日
川島町長 様			
		申請者 住所	
		氏名 印	
（法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
<p>都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>			
記			
変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	全区域面積 m ²	工区別面積 m ²
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所・氏名		
	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
	都市計画法第34条の該当号及び該当する理由		
	その他必要な事項		
許可番号	年 月 日 第 号		
変更の理由			
※受付番号			
※変更の許可に付した条件			

※変更許可番号	年	月	日	第	号
---------	---	---	---	---	---

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 「変更の概要」（「その他必要な事項」の欄を除く。）の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
- 3 「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

様式第9号（第6条関係）

開発許可事項変更届出書

年 月 日

川島町長 様

届出者 住所

氏名 印

（ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

電話番号

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発許可に係る事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 許可番号

備考

- 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

様式第10号（第9条関係）

公告前建築等承認申請書		
年 月 日		
川島町長 様		
申請者 住所 氏名 印 （法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
都市計画法第37条第1号の規定により公告前の（建築・建設）について承認を受けたいので、下記の通り申請します。		
記		
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号	
建築物を建築し、又は特定 工作物を建設しようとする 土地の所在、地番及び地積		地積 m ²
承認を受けようとする事項	建築物等の用途	
	建築物等の構造の種別	
申請の理由		
※		
上記のことについて		
年 月 日		
川島町長 印		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

教示(裏面のとおり)

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、川島町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号（第11条関係）

<p>予定建築物等以外の建築等許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川島町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 (法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定による（建築物・特定工作物）の（新築・改築・用途変更・新設）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
公告年月日・告示番号	年 月 日 第 号
開発許可を受けた際の予定建築物等の用途	
建築物を新築し、若しくは改築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番及び地積	地積 m ²
新築後、改築後若しくは用途の変更後の建築物の用途又は新設しようとする特定工作物の用途	
その他必要な事項	
※ 受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第13号（第13条関係）

開発行為許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第29条（第1項・第2項）の規定により、下記の条件等を付して許可します。

記

1 条件

2 都市計画法第41条第1項の制限

申請の概要		
申 請 者	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開 発 区 域 の 面 積	全区域面積 m ²	工区別面積 m ²
予 定 建 築 物 等 の 用 途		
工 事 施 工 者 住 所 ・ 氏 名		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
都市計画法第34条の該当号		
そ の 他 必 要 な 事 項		

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発行為不許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

年 月 日付けで申請のあった開発行為については、下記の理由により許可
しません。

記

理由

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第15号（第13条関係）

開発許可事項変更許可通知書		
	第	号
	年	月
		日
様	川島町長	印
<p>年 月 日付けで申請のあった開発許可に係る事項の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により、下記の条件等を付して許可します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条件</p> <p>2 都市計画法第41条第1項の制限</p>		
変更申請の概要		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開 発 区 域 の 面 積	全区域面積 m ²	工区別面積 m ²
予 定 建 築 物 等 の 用 途		
工 事 施 工 者 住 所 ・ 氏 名		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
都市計画法第34条の該当号		
そ の 他 必 要 な 事 項		

教示（裏面のおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号（第13条関係）

開発許可事項変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

年 月 日付けで申請のあった開発許可に係る事項の変更については、下記の理由により許可しません。

記

理由

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

建築物特例不許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

年 月 日付けで申請のあった建築については、下記の理由により許可し
ません。

記

理由

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号（第13条関係）

<p>予定建築物等以外の建築等許可通知書</p>					
<p>様</p>	<p>第 号 年 月 日</p>				
<p>川島町長 印</p>					
<p>年 月 日付けで申請のあった（建築物・特定工作物）の（新築・改築・用途変更・新設）については、都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、下記の条件を付して許可します。</p>					
<p>記</p>					
<p>条件</p>					
<p>申請の概要</p>					
<p>申請者</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住所		氏名	
住所					
氏名					
<p>開発許可年月日・許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>				
<p>公告年月日・告示番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>				
<p>開発許可を受けた際の予定建築物等の用途</p>					
<p>建築物を新築し、若しくは改築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番及び地積</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">地積</td> <td style="width: 30%; padding: 5px; text-align: right;">m²</td> </tr> </table>	地積	m ²		
地積	m ²				
<p>新築後、改築後若しくは用途の変更後の建築物の用途又は新設しようとする特定工作物の用途</p>					
<p>その他必要な事項</p>					

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第20号（第13条関係）

予定建築物等以外の建築等不許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

年 月 日付けで申請のあった（建築物・特定工作物）の（新築・改築・用途変更・新設）については、下記の理由により、許可しません。

記

理由

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 2 1 号 (第 1 3 条関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

年 月 日付けで申請のあった（建築物・第一種特定工作物）の（新築・改築・用途変更・新設）については、都市計画法第 4 3 条第 1 項の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

条件

申請の概要						
申 請 者	住所					
	氏名					
建築物を建築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び地積	土地の所在	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">地目</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>地積</td> <td style="text-align: right;">m^2</td> </tr> </table>	地目		地積	m^2
地目						
地積	m^2					
建築しようとする建築物若しくは用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途						
改築又は用途を変更しようとする場合は、既存の建築物の用途						

建築しようとする建築物若しくは用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれに該当するか否かの別	
その他必要な事項	

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号（第13条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設不許可通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長 印

年 月 日付けで申請のあった建築物・第一種特定工作物の（新築・改築・用途変更・新設）については、下記の理由により、許可しません。

記

理由

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号（第14条関係）

開発許可地位承継承認申請書					
年 月 日					
川島町長 様					
申請者 住所 氏名 印 （法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号					
都市計画法第45条の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。					
記					
開発許可を受けた者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住所		氏名	
住所					
氏名					
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号				
開発許可に含まれる地域の名称					
承継の原因					
権原取得年月日	年 月 日 第 号				
<div style="text-align: right;">※第 号</div> 上記のことについて 年 月 日 <div style="text-align: right;">川島町長 印</div>					

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

教示（裏面のとおり）

(裏面)

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、川島町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に川島町を被告として（訴訟において川島町を代表する者は川島町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号 (第15条関係)

開 発 許 可 番 号

開発登録簿 (調書)

川島町	整理番号	
-----	------	--

当初許可	開発許可年月日等		開発許可年月日	面積	予定建築物等の用途	区画数	戸数	都市計画法 第34条該当号	許可に付した 条件	都市計画法第4 1条第1項の規 定による制限	都市計画法第41 条第2項ただし書 若しくは第42条 第1項ただし書に よる許可又は同条 第2項の協議				
			年 月 日	m ²			(住宅のみ)	(調整区域のみ)							
	開発区域の名称														
	許可を受けた者		住所												
			氏名	電話番号											
	工事施行者		住所												
		氏名	電話番号												
都市計画法による区域等		<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	<input type="checkbox"/> 区域								地域	地区		
		m ²	m ²	m ²											
地位の承継	承継承認番号	承継承認年月日	承継人住所				承継人氏名								
変更許可等	変更許可番号	変更許可等年月日	変更の内容												
工事完了検査	工区番号	検査年月日	検査済証発行 年月日	検査済証 発行番号	完了公告年月日	面積	摘要 公共施設のみの場合 は、その内容								
		年 月 日	年 月 日		年 月 日	m ²									
											図面(土地利用計画図)別添				

様式第25号（第16条関係）

開発登録簿写し交付申請書				
				年 月 日
川島町長 様				
		申請者 住所		
		氏名 印		
		（法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名）		
		電話番号		
<p>都市計画法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けたいので、 下記のとおり申請します。</p>				
記				
開発許可を受け た者の氏名	開発区域に含まれる 地域の名称及び地番	申請事項		計
		調書	土地利用計画図	
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
計		枚	枚	枚
※受付年月日	※交付年月日	※手数料		
年 月 日	年 月 日	円		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第26号（第17条関係）

開発行為又は建築等に関する証明交付申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>				
川島町長 様		申請者 住所 氏 名 印 （法人にあっては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受け るため必要な都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第4 1条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に下記のとおり適合していることを 証する書面の交付を受けたいので、申請します。				
記				
住所	開発行為をした者			
・	開発行為をしようとする者			
氏名	建築等をしようとする者			
土地の所在・地番				
区域区分等		市街化区域 ・ 市街化調整区域		
開発区域（建築物等の敷地）面積		㎡		
建築物等の規 模・構造・用途		床面積（築造面積）	構造	用途
	線引時（当初許可時）	㎡	造	
	現在	㎡	造	
	新・増・改築（新設） 部分	㎡	造	/
都市計画法第2 9条第1項若し	年 月 日 第 号	予定建築物等の用 途	計画建築物等の用途	

くは第2項又は 第35条の2第 1項の規定によ る許可を受けて いる場合は、そ の許可年月日等			
右記の許可を受 けている場合 は、その許可年 月日及び許可 番号	都市計画法第41条第2項 ただし書の規定による許可	年 月 日 第 号	
	同法第42条第1項ただし 書の規定による許可	年 月 日 第 号	
	同法第43条第1項の規定 による許可	年 月 日 第 号	
※ 第 号 上記のとおり、都市計画法の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 川島町長 印			

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第27号（第18条関係）

<p>申請取下書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川島町長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>さきに提出した 申請を下記のとおり取り下げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
申 請 年 月 日	
土地の地名・地番	
土 地 の 面 積	
予定建築物等の用途	
取 下 理 由	
※ 受 付 欄	
※受理番号・年月日	第 号 年 月 日

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第28号（第19条関係）

<p>工事取りやめ届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>川島町長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 印 （法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p>さきに許可を受けた土地については、建築(建設)行為に関する工事を取りやめたので、川島町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第19条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
許可の種類	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた区域の名称	
工事取りやめ年月日	年 月 日
※ 受付欄	

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第29号（第20条関係）

（表面）

第 号	
身分証明書	
次の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。	
所属課名	
職 名	
氏 名	
生年月日	
年 月 日生	
有効期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	
川島町長	
印	

8. 5 c m

6 c m

（裏面）

都市計画法（抜粋）	
第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

8. 5 c m

6 c m